

アスカ国際学院 学則

第1章 総則

(目的)

第1条 アスカ国際学院（以下「本学」という。）は、外国人の高度な人材を育成するための教育を施すことにより、学生の夢の実現、地域社会への貢献、国際社会の発展に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 本学は、アスカ国際学院という。

(位置)

第3条 本学は、奈良県奈良市西木辻町44番地1に置く。

(点検・評価)

第4条 本学は、その教育の一層の充実を図り、本学の目的及び社会使命を達成するため、本学における教育活動等の状況について自ら点検及び評価するものとする。

第2章 コース、修業期間、収容定員及び休業日

(コース・修業期間・収容定員)

第5条 本学のコース、修業期間、収容定員及びクラス数は、次の表のとおりとする。

部別	コース名	修業期間	収容定員	クラス数	備考
第1部 (午前)	進学2年コース	2年	20名	1	4月入学
	進学1年6か月コース	1年6か月	20名	1	10月入学
第2部 (午後)	進学2年コース	2年	20名	1	4月入学
	進学1年6か月コース	1年6か月	20名	1	10月入学
合計			80名	4	

(始期・終期)

第6条 本学の各コースは、4月または10月に始まり、3月に終わる。

2 前項の期間を分けて、次の学期とする。

(1) 前期 4月上旬から9月下旬

(2) 後期 10月上旬から3月下旬

(休業日)

第7条 本学の休業日は、次のとおりとする。

(1) 土曜日

- (2) 日曜日
- (3) 国民の祝日に関する法律で規定する休日
- (4) 長期休業期間（夏季、冬季、各学期間の休み）

長期休業期間は校長が毎年別に定める。

- 2 非常災害その他急迫の事情があると校長が認めるときは、臨時に授業を行わないことができる。
- 3 教育上必要があり、かつ、やむを得ない事情があると校長が認めるときは、前項の規定にかかわらず、休業日に授業を行うことができる。

（授業の終始時刻）

第8条 授業の終始時刻は、校長が別に定める。

第3章 教育課程、授業時数、学習の評価及び教職員組織

（教育課程）

第9条 本学の各コース別教育課程及び授業時数は、次の各号に掲げる表のとおりとする。ただし、ここでの授業時数の1単位時間は、50分とする。

（1）進学2年コース

レベル	内容	授業時数
初級	日常生活での使用語彙習得、基礎文型の習得 漢字300 語彙1500	420時間（21週）
初中級	さまざまな場面での会話、抽象的な文が読める。 漢字500 語彙2000	220時間（11週）
中級	機能的な文型の習得、読解力の向上、作文練習 漢字800 語彙3200	240時間（12週）
中上級	新聞・ニュースの語彙・表現習得、作文力の育成、意見 や主張の展開。漢字1000 語彙4500	240時間（12週）
上級	専門的な分野の語彙の習得。レポート、論文の訓練 漢字1500 語彙8500	480時間（24週）

（2）進学1年6か月コース

レベル	内容	授業時数
初中級	さまざまな場面での会話、抽象的な文が読める。 漢字500 語彙2000	220時間（11週）
中級	機能的な文型の習得、読解力の向上、作文練習 漢字800 語彙3200	240時間（12週）
中上級	新聞・ニュースの語彙・表現習得、作文力の育成、意見 や主張の展開。漢字1000 語彙4500	240時間（12週）
上級	新聞・ニュース及び専門分野の語彙習得。時事問題など をまとめ意見を書く。漢字1200 語彙6800	480時間（24週）

(学習の評価)

第10条 学習の評価は、試験成績、出席状況、提出物、授業態度等を総合して評価し、5段階評価とする。

(教職員構成)

第11条 本学に次の教職員を置く。

- (1) 校長
- (2) 主任教員
- (3) 教員 3人以上（うち専任1人以上）
- (4) 生活指導担当者 1人以上
- (5) 事務職員 1人以上

2 前項のほか、必要な職員を置くことができる。

3 校長は校務をつかさどり、所属教職員を監督する。

第4章 入学、休学、退学、卒業及び賞罰

(入学資格)

第12条 本学への入学資格は、次の条件をいずれも満たしていることとする。

- (1) 自国における12年以上の学校教育またはこれに準ずる課程を修了している者
- (2) 正当な手続きにより日本国への入国を許可され、又は許可される見込みのある者
- (3) 留学中の経費支弁能力がある保証人を有する者
- (4) 日本語の勉学意欲がある者

(入学時期)

第13条 本学への入学は、年2回とし、その時期は4月及び10月とする。

(入学者選考及び入学手続き)

第14条 本学への入学手続きは次のとおりとする。

- (1) 本学に入学しようとする者は、本学が定める入学願書、その他の書類に必要事項を記載し、所定の入学検定料を添えて、指定期日までに出席しなければならない。
- (2) 前項の手続きを完了した者に対して選考を行い、入学者を決定する
- (3) 本学に入学を許可された者は、指定期日までに所定の納付金を添えて手続きをしなければならない。
- (4) 前項に定める手続きが所定の期日までに行われなときは、入学の許可を取り消すことがある。

(休学・復学)

第15条 学生が疾病その他やむを得ない事由によって、5日以上休学しようとする場合は、その事由及び休学の期間を記載した休学届に診断書その他必要な書類を添えて申請し、校長の許可

及び休学の期間を記載した休学届に説明書その他の必要な書類を添えて申請し、校長の許可を受けなければならない。

- 2 休学した者が復学しようとする場合は、校長にその旨を届け出、許可を得て復学することができる。

(転学)

第16条 やむを得ない事由により本学に転入学しようとするものは、その理由を付し、本学所定の必要書類を提出しなければならない。

- (2) 前項の手続きを完了した者に対して選考を行い、転入学の許可を与える。

(退学)

第17条 退学しようとする者は、その理由を付し、校長の許可を受けなければならない。

(修業の・卒業の認定)

第18条 校長は教育課程で定められた各授業科目について第10条に定める学習評価を行い、一定の評価を受けたものに対して当該科目の修了を認定する。

- 2 校長は本学の所定の課程を修了した者に対して、卒業証書を授与する。

(褒賞)

第19条 校長は成績優秀かつ他の生徒の模範となる者に対して、褒賞を与えることができる。

(懲戒処分)

第20条 学生が学則その他本校の定める諸規定を守らず、その本分にもとる行為があったときは、校長は当該学生に対し懲戒処分を行うことができる。

- 2 懲戒処分の種類は、訓告及び退学の2種とする

- 3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する学生に対して行うことができる。

- (1) 素行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由なく出席が常でない者
- (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第5章 学費納付金

(学費納付金)

第21条 本学の学費納付金は、次のとおりとする。

- | | |
|-----------|---------------|
| (1) 入学検定料 | 25,000円 |
| (2) 入学金 | 80,000円 |
| (3) 授業料 | 550,000円 (年額) |
| (4) 施設費 | 12,000円 (年額) |
| (5) 設備費 | 12,000円 (年額) |
| (6) 教材費 | 20,000円 (年額) |

(7) 課外活動費 12,000円（年額）

(8) 健康管理費 8,000円（年額）

（納入）

第22条 学生は、在学中は出席の有無にかかわらず、授業料を所定の期日までに納入しなければならない。

2 学生が休学した場合は、前項の規定にかかわらず、その翌月から授業料を免除することがある。

3 特別の事由がある場合は、前項1の規定にかかわらず、別に定めるところにより、授業料の全額または一部を減免することがある。

（滞納）

第23条 学生が正当な理由なく、かつ、所定の手続きを行わずに、授業料を1か月以上滞納し、その後においても納入の見込みのない場合には、校長は学生に対して退学を命ずることができる。

（学費納付金の返還）

第24条 既に納入した学費納付金は、原則として返還しない。但し、入学前に入学辞退の意思表示をした場合は、入学金と入学検定料を除いた生徒納付金は返還する。

第6章 雑則

（寄宿舍）

第25条 寄宿舍に関する事項は、校長が別に定める。

（健康診断）

第26条 健康診断は、毎年1回、別に定めるところにより実施する。

（細則）

第27条 この学則の施行についての細則は、校長が別に定める。

附則

この学則は、令和3年4月1日から施行する。